令和８年度　水質検査計画



水質検査計画とは・・・

　水質検査は、水道水の安全性を確保するために不可欠なものであり、水道における水質管理の中核をなすものです。大月町では、住民の皆さまに安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から浄水処理工程を経て、各家庭等の給水栓（蛇口）に至るまで定期的に、きめ細やかな水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

　水質検査計画とは、この検査を「どこで」「どのような項目を」「どのくらいの頻度で」行うかなどを、その根拠とともに記載したものです。

大月町建設環境課

— 目 次 —

1. 基本方針

2. 水道事業の概要

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

5. 水質検査方法

6. 臨時の水質検査

7. 水質検査の自己/委託の区分

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

1. 基本方針

水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、皆さまに公表するとともに、この計画に基づいて水質検査を実施します。

(1) 検査地点

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)で義務付けられている水道水の水質検査を水質基準が適用される給水栓水(蛇口から出る水道水)で実施します。

その他、原水（浄水処理前）で水質検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は、法令(水道法)で定期検査が義務付けられている「毎日行う検査項目」及び「水質基準項目」で実施します。

(3) 検査頻度

・毎日検査

水道法に基づき、色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の検査を 1 日 1 回実施します。

・毎月検査

病原微生物の汚染及び水の基本的な性状に関する検査は、月 1 回実施します。

・定期検査

他の基準項目については、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下であるときは、おおむね 1 年に 1 回以上に、基準値の 1/10 以下であるときは、おおむね 3 年に 1 回以上にまで検査頻度を緩和することが可能です。

また、基準値の 1/2 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を省略することが可能です。

しかし、皆さまにお届けする水の安全性又は性状の確認のため、年 1 回は検査を実施することとします。

原水検査については、必要に応じて検査を実施します。

（別表 1.2 参照）

2. 水道事業の概要

大月町では、令和 7 年 3 月 31 日現在、2,346 世帯、4,124 人(水道普及率 95.2%)の皆さまに水道水を供給しています。

皆さまに供給する水道水の概要は下表のとおりです。

施設名	所在地	水源	浄水方法	給水能力 (1 日当たり)	給水区域
弘見(長沢)浄水場	長沢	表流水 (ダム)	緩速ろ過 塩素消毒	535.0 ㎥	弘見
弘見(ふれあいパーク)浄水場	亀尾	表流水 (ダム)	緩速ろ過 塩素消毒	250.0 ㎥	清王・鉾土
弘見(芳ノ沢)浄水場	芳ノ沢	表流水	緩速ろ過 塩素消毒	100.0 ㎥	弘見 芳ノ沢
弘見(泊浦)浄水場	泊浦	伏流水	塩素消毒	345.0 ㎥	弘見
頭集浄水場	頭集	表流水	薬品沈殿 緩速ろ過 塩素消毒	650.0 ㎥	古満目・平山 柏島・一切
安満地浄水場	安満地	表流水	緩速ろ過 塩素消毒	120.0 ㎥	安満地
橘浦浄水場	橘浦	表流水	急速ろ過 緩速ろ過 塩素消毒	91.0 ㎥	橘浦
泊浦浄水場	泊浦	伏流水	塩素消毒	50.0 ㎥	泊浦
小才角浄水場	小才角	伏流水	塩素消毒	95.0 ㎥	小才角
大浦浄水場	大浦	伏流水	緩速ろ過 塩素消毒	80.0 ㎥	大浦
才角浄水場	才角	伏流水	塩素消毒	60.0 ㎥	才角
姫ノ井(赤泊)浄水場	赤泊	伏流水	緩速ろ過 塩素消毒	86.0 ㎥	姫ノ井 赤泊
姫ノ井(唐岩)浄水場	唐岩	表流水	急速ろ過 膜ろ過 塩素消毒	122.0 ㎥	姫ノ井
周防形浄水場	周防形	伏流水	塩素消毒	330.0 ㎥	周防形・樫ノ浦・西泊
春遠浄水場	春遠	表流水	緩速ろ過 塩素消毒	22.0 ㎥	春遠
竜ヶ迫浄水場	竜ヶ迫	表流水	緩速ろ過 塩素消毒	12.0 ㎥	竜ヶ迫

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

概要は下表のとおりです。

施設名	水源の種　類	原水(水源から浄水場)		浄水(浄水場から給水栓)			給水区域
		汚染要因	対策	使用薬品資機材	汚染要因	対策	
弘見浄水場(長沢)	表流水(ダム)	特になし	—	塩素	特になし	—	弘見
弘見(ふれあいパーク)浄水場	表流水(ダム)	特になし	—	塩素	特になし	—	弘見・鉾土・清王
弘見浄水場(芳ノ沢)	表流水	特になし	—	塩素	特になし	—	芳ノ沢
弘見(泊浦)浄水場	伏流水	特になし	—	塩素	特になし	—	弘見
頭集浄水場	表流水	特になし	—	塩素	特になし	—	古満目・平山柏島・一切
安満地浄水場	表流水	特になし	—	塩素	特になし	—	安満地
橘浦浄水場	表流水	特になし	—	塩素	特になし	—	橘浦
泊浦浄水場	伏流水	特になし	—	塩素	特になし	—	泊浦
小才角浄水場	伏流水	特になし	—	塩素	特になし	—	小才角
大浦浄水場	伏流水	特になし	—	塩素	特になし	—	大浦
才角浄水場	伏流水	特になし	—	塩素	特になし	—	才角
姫ノ井(赤泊)浄水場	伏流水	特になし	—	塩素	特になし	—	姫ノ井赤泊
姫ノ井(唐岩)浄水場	表流水	特になし	—	塩素	特になし	—	姫ノ井
周防形浄水場	伏流水	特になし	—	塩素	特になし	—	周防形・樫ノ浦・西泊
春遠浄水場	表流水	特になし	—	塩素	特になし	—	春遠
竜ヶ迫浄水場	表流水	特になし	—	塩素	特になし	—	竜ヶ迫

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

基本方針及び水源の特徴を踏まえて、水質検査項目、検査頻度を決定しました。

(1) 採水地点

① 給水栓

水道施設の各配水池の系統別に水質基準項目の検査(毎月検査)を実施する給水栓は、下記のとおりです。

・弘見(一部) 地区・・・・・・・林正文宅給水栓
・弘見(一部).鉾土.清王 地区・・岡崎俊典宅給水栓
・弘見(芳ノ沢) 地区・・・・・・本村集会所給水栓
・弘見(一部) 地区・・・・・・・豊田雄一宅給水栓
・古満目・平山 地区・・・・・・平山集会所給水栓
・柏島・一切 地区・・・・・・・柏島区役場給水栓
・安満地地区 ・・・・・・・・・安満地地区集会所給水栓
・橘浦地区 ・・・・・・・・・・橘浦区役場給水栓
・泊浦地区 ・・・・・・・・・・泊浦地区集会所給水栓
・小才角地区 ・・・・・・・・・すくも湾漁協小才角支所給水栓
・大浦地区 ・・・・・・・・・・大浦地区集会所給水栓
・才角地区 ・・・・・・・・・・才角地区集会所給水栓
・姫ノ井(赤泊) 地区・・・・・・つきなだ保育所給水栓
・姫ノ井(唐岩) 地区・・・・・・成ヶ丘団地公園給水栓
・樫ノ浦.西泊.周防形 地区・・・西泊老人憩いの家給水栓
・春遠地区 ・・・・・・・・・・春遠消防屯所給水栓
・竜ヶ迫地区 ・・・・・・・・・福島謙二宅地先給水栓

また、色、濁り、残留塩素の関する検査(毎日検査)を実施する給水栓は、下記のとおりです。

・弘見(一部) 地区・・・・・・・林正文宅給水栓
・弘見(一部).鉾土.清王 地区・・岡崎俊典宅給水栓
・弘見(芳ノ沢) 地区・・・・・・本村集会所給水栓
・弘見(一部) 地区・・・・・・・豊田雄一宅給水栓
・古満目.平山 地区 ・・・・・・平山集会所給水栓
・柏島.一切 地区 ・・・・・・・柏島区役場給水栓
・安満地地区 ・・・・・・・・・安満地地区集会所給水栓
・橘浦地区 ・・・・・・・・・・橘浦漁協水栓
・泊浦地区 ・・・・・・・・・・泊浦地区集会所給水栓
・小才角地区 ・・・・・・・・・すくも湾漁協小才角支所給水栓
・大浦地区 ・・・・・・・・・・大浦地区集会所給水栓
・才角地区 ・・・・・・・・・・才角地区集会所給水栓
・姫ノ井(赤泊) 地区・・・・・・つきなだ保育所給水栓

・姫ノ井(唐岩) 地区・・・・・・成ヶ丘団地公園給水栓
・樫ノ浦.西泊.周防形 地区・・・西泊老人憩いの家給水栓
・春遠地区 ・・・・・・・・・・春遠消防屯所給水栓
・竜ヶ迫地区 ・・・・・・・・・福島謙二宅地先給水栓

② 原水

水源水質を確認するため、各水道施設入口(取水井)で実施します。

・弘見(一部).鉾土.清王 地区・・・・・・・・長沢取水施設
・弘見(芳ノ沢) 地区・・・・・・・・・・・芳ノ沢取水施設
・弘見(一部) 地区・・・・・・・・・・・・泊浦取水施設
・古満目.平山.柏島.一切 地区 ・・・・・・・頭集取水施設
・安満地地区 ・・・・・・・・・・・・・・安満地取水施設
・橘浦地区 ・・・・・・・・・・・・・・・橘浦取水施設
・泊浦地区 ・・・・・・・・・・・・・・・泊浦取水施設
・小才角地区 ・・・・・・・・・・・・・・小才角取水施設
・大浦地区 ・・・・・・・・・・・・・・・大浦取水施設
・才角地区 ・・・・・・・・・・・・・・・才角取水施設
・姫ノ井(赤泊) 地区・・・・・・・・・・・赤泊取水施設
・姫ノ井(唐岩) 地区・・・・・・・・・・・唐岩取水施設
・樫ノ浦.西泊.周防形 地区・・・・・・・・・周防形取水施設
・春遠地区 ・・・・・・・・・・・・・・・春遠取水施設
・竜ヶ迫地区 ・・・・・・・・・・・・・・竜ヶ迫取水施設

(2) 水質検査項目

・毎日検査・・・色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)
・毎月検査・・・水質基準項目(別表 1 参照)

(3) 検査頻度

・別表 2 参照

5. 水質検査方法

水質基準項目は、国が定めた「水質基準に関する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)によって実施します。

6.　臨時の水質検査

水源等で、以下のような水質変化及び状況となり、浄水処理等で対応できず、給水栓水が汚染される可能性がある場合は直ちに実施し、安全性が確認されるまで継続します。

(1)　水源の水質が著しく悪化したとき

・不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じたとき

・集中豪雨、洪水、渇水のとき

(2)　水源に異常が認められるとき

・臭気又は味に著しい変化が生じたとき

・魚が死んで多数浮上したとき

(3)　水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が発生しているとき

・クリプトスポリジウム等による水系感染症が発生しているとき

(4)　その他特に必要があると認められるとき

7.　水質検査の自己/委託の区分

(1)　毎日検査

当事業体及び水道管理者が実施します

(2)　毎月検査

採水は、当事業体が実施し、水質検査から成績書発行までの業務は、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣登録機関に委託して実施します。委託先の選定においては、下記の事項を重視します。

①　水質検査については、その精度と信頼性の保証は極めて重要です。
信頼性保証システムとして、ISO9001 相当の認証を取得している検査機関とします。

②　水質基準項目について、自社分析を実施できる検査機関とします。

③　臨時の水質検査等について、迅速な対応ができる検査体制が整備されている検査機関とします。

なお、本年度は「社団法人高知県食品衛生協会　食品検査センター」に委託します。

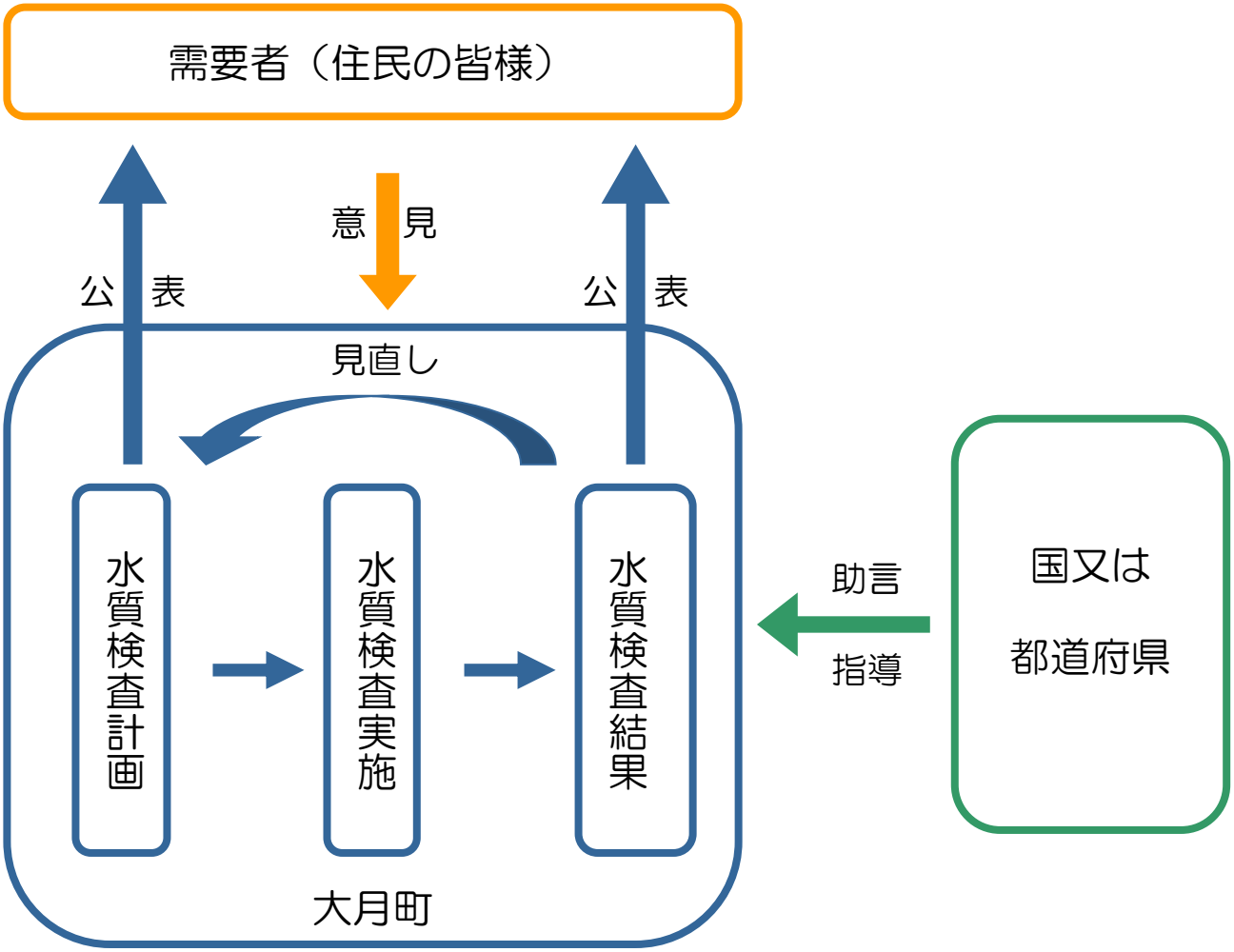
8. 水質検査計画及び検査結果の公表

安全でおいしい水を提供するために、水質検査計画を毎事業年度策定し、水質検査計画書として、町ホームページ、水道統計、役場建設環境課のいずれかで公表します。

水質検査結果については、役場建設環境課で公表します。

検査計画、検査結果については、下図のような流れで住民の皆さまの声を反映させて、より安全でおいしい水を提供することを目指しますので、皆さまのご意見をいただければ幸いです。

◆水質検査計画策定の概念図



●お問い合わせ

〒788-0302　幡多郡大月町弘見 2230 番地
大月町役場　建設環境課　環境水道係
TEL ： 0880-73-1114
FAX ： 0880-73-1577
E-mail ： suidou@town.otsuki.kochi.jp